

二十四 課税標準

改 正 後	改 正 前
(その他これに準ずる関係のある者の範囲) 20-2-10 <u>2-3-20</u>	(その他これに準ずる関係のある者の範囲) 20-2-10 <u>6-3-2</u>

二十五 国内源泉所得に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
(外国法人の総資産価額等の計算) 20-3-7 外国法人につき法第37条《寄附金の損金不算入》の規定を準用する場合における令第188条第1項第8号《外国法人の寄附金の損金不算入》の規定の適用については、次のことは次による。 (1) 同号に規定する「その外国法人の総資産の価額」は、当該事業年度の決算に基づく貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了日の <u>対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との仲値</u> （以下20-3-14までにおいて「電信売買相場の仲値」という。）により換算した円換算額による。ただし、当該事業年度の確定申告書の提出期限までに本店の決算が確定しないことが常態であると認められる場合には、当該事業年度の直前の事業年度の決算に基づく貸借対照表に計上されている金額が当該事業年度の当該金額であるものとしてこれによることができる。 (2)	(外国法人の総資産価額等の計算) 20-3-7 外国法人につき法第37条《寄附金の損金不算入》の規定を準用する場合における令第188条第1項第8号《外国法人の寄附金の損金不算入》の規定の適用については、次のことは次による。 (1) 同号に規定する「その外国法人の総資産の価額」は、当該事業年度の決算に基づく貸借対照表に計上されている外国通貨表示の金額を当該事業年度終了日の <u>電信売買相場の仲値</u> （13の2-1-7《取得時換算法》の(2)の口に定める電信売買相場の仲値をいう。以下20-3-14までにおいて同じ。）により換算した円換算額による。ただし、当該事業年度の確定申告書の提出期限までに本店の決算が確定しないことが常態であると認められる場合には、当該事業年度の直前の事業年度の決算に基づく貸借対照表に計上されている金額が当該事業年度の当該金額であるものとしてこれによることができる。 (2)
(損金の額に算入される貸倒損失等) 20-3-9 外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入する貸倒損失の額は、原則として当該外国法人の国内にある事業所等に属	(損金の額に算入される貸倒損失等) 20-3-9 外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入される貸倒損失の額は、原則として当該外国法人の国内にある事業所等に属